

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 21 年度

条 例 名	神奈川県行政手続条例		
条 例 番 号	平成 7 年神奈川県条例第 1 号	法 規 集	第 1 編第 1 章第 1 節の 2
所 管 部 局 室 課	総務部法務文書課		
条 例 の 概 要	県の条例等を根拠とする処分及び届出並びに県が行う行政指導に関する手続に関し、共通する事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために、県が行う行政手続に関する事項を定めている本条例は現在においても必要である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	行政手続法において適用除外とされ地方公共団体の措置とされた手続（県の条例等を根拠とする処分及び届出並びに県が行う行政指導）を条例で規定しており、行政手続法と併せて運用することで、行政運営における公正の確保と透明性の向上に有効に機能している。	審査基準 171 件（条例） 処分基準 56 件（条例） （許認可等審査基準事項一覧表等に記載の処分）
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	処分、行政指導及び届出の行政手続に関し、行政手続法の規定の趣旨を勘案し、必要とされる共通の手続が規定されている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	神奈川県自治基本条例第 19 条の規定の趣旨に適合するものである。	
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	行政手続法の趣旨を踏まえた内容になっており、憲法や法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	行政手続法が改正された際には適宜必要な見直しを行う。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>